

食の安全と安心の確保に向けて

リスク分析の手法を導入し、安全な食品を食卓に届ける

平成十三年以降、BSE(牛海綿状脳症)の発生、食品の偽装表示の発覚、輸入野菜の基準値を超える残留農薬の検出など、消費者の食に対する信頼を大きく失墜させる事件が相次いで起きました。

食生活は国民の健康な生活の基礎をなすものです。このような状況の中で、食の安全性に関する国民の不安・不信を解消し、安全な食品を消費者に届けるために、

「食品安全基本法」が制定され、七月一日から食品安全委員会が活動を始めています。また、厚生労働省、農林水産省では、法律改正・組織改革などを行い、

より厳格な食品安全行政の実施に努めています。

Points

- 1 リスク評価(食品健康影響評価)を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行うため、食品安全委員会が内閣府に設置されました
- 2 厚生労働省と農林水産省では、これまでのリスク管理の在り方を徹底的に見直しました
- 3 安全基準の見直しを厳格にするなど、食品衛生法等の改正が行われました
- 4 新たな食品安全行政に対応するため、農林水産省では、食の安全・安心のための政策大綱が策定されました
- 5 今後、行政機関、生産者、事業者、消費者間のリスクコミュニケーションを重視した食品安全行政を展開していきます

食品安全基本法を制定

食品の安全性の確保を包括的に規定

BSEの発生が法律制定の大きな契機に

平成十三年九月十日、我が国で最初のBSEの発生が報告されました。このBSE問題は、行政の対応のまずさなどから国民の食に対する不信を招き、これまでの食の安全確保の在り方に大きな課題を投げかけました。その後も食品の偽装表示の発覚、輸入野菜からの残留農薬の検出など、食の安全をめぐる問題が相次いで起こったのは記憶に新しいところです。

食品の安全行政に対する批判が続出する中、厚生労働大臣と農林水産大臣の私的諮問機関である

「BSE問題に関する調査検討委員会」が平成十三年十一月十九日に発足しました。委員会では、行政上の課題点を洗い出し、今後の畜産・食品衛生行政の在り方について調査・検討を重ねました。その結果、平成十四年四月二日に、食品の安全性の確保に関する基本原則を確立するための新しい法律の制定や既存の食品関連法の抜本的な見直し、独立性・一貫性を持ち、リスク評価機能を中心としながら、各省庁との調整機能を持つ新たな食品安全行政機関の設置などを盛り込んだ報告書を取りまとめました。

この報告書の提言を受けて、内閣総理大臣の指示により、平成十

四年四月五日、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」が設置されました。会議では、リスク分析を基盤とした組織体制の整備や食品の安全を確保するための法整備の方向性などについて検討し、同年六月十一日に、今後の食品安全行政のあり方について「をとりまとめました。その中で、内閣府に「食品安全委員会(仮称)」を設置すること、消費者の保護を基本とした食品の安全を確保するための包括的な法律として、「食品安全基本法(仮称)」を制定することなどが盛り込まれたのです。

食品安全基本法の概要

「食品安全基本法案」は、百五十六回国会(常会)に提出され、平成十五年五月十六日に可決・成立しました。この法律は、食品の安全性の確保についての基本理念を定め、関係者(国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者)の責務、役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としています。七月一日から施行されています。

基本理念

・国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識の下に、食品の安全性を確保するために必要な措置が講じられること

・食品供給行程(農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程)の各段階において、食品の安全性を確保するために必要な措置が適切に講じられること

・国際的動向及び国民の意見に配慮しながら科学的知見に基づいて食品の安全性を確保するために必要な措置が講じられること
 ・施策の策定に係る基本的な方針
 ・食品健康影響評価を実施すること

食品安全委員会が発足

適切なリスク評価の実施

食品のリスク分析とは

食の安全性をめぐる諸問題に適切に対処するためには、食品に絶対安全(ゼロ・リスク)はあり得ないということを前提にして、国民の意見に配慮しながら科学的知見に基づいて健康への悪影響を防止・抑止していくことが必要です。こうした考え方は、「リスク分析」と呼ばれる手法を用いて実践されます。

リスク分析には、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの三つの要素があります。

リスク評価(食品健康影響評価)
 食品の中に含まれている危害、B

とリスク評価)

・国民の食生活の状況等を考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいた施策を策定すること(リスク管理)

・国民に対し情報の提供、意見を述べる機会を付与するとともに、関係者相互間の情報及び意見交換の促進を図ること(リスクコミュニケーション)
 ・緊急事態への対処・発生の防止に関する体制を整備すること

SEであれば、異常プリオンなどの危害がどの程度の確率で健康への影響をどの程度引き起こすかを科学的に評価することです。評価は化学物質や微生物などの危害要因ごとに行われます。

リスク管理

リスク評価の結果に基づき、さらに関係者の意見を考慮し、リスクを低減するために必要な政策・措置(安全基準、残留農薬基準など)を検討・実施します。緊急の場合には、暫定的な措置として、リスク評価を待たずに実施されることがあります。

リスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理の過程で

は、行政などが積極的に情報を公開・提供して消費者や生産者をはじめとする関係者相互間で意見交換を行うことが大切です。リスクコミュニケーションは、実施すべき政策について国民の参加を図る上で重要な役割を果たします。

リスク評価を行う 食品安全委員会

リスク評価とリスク管理は、これまで厚生労働省、農林水産省などで渾然一体として行われていました。リスク分析を適切に実施するためには、リスク評価は、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われなければなりません。そこで、食品安全基本法に基づいて、新しくリスク評価を一元的・統一的に行う食品安全委員会が内閣府に独立した機関として七月一日に設置されたのです。これにより、リスク評価部門とリスク管理部門の機能が明確に分離され、より客観的に安全性のチェック・評価を行うことができるようになりました。

食品安全委員会の活動

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品に含まれる生物学的、化学的あるいは物理的な危害などを対象にしてリスク評価を実施します。また、リスク評価の結果に基づき必要に応じて、内閣総理大臣を通じて食品の安全性を確保するために講ずべき施策を関係



BSE問題は、消費者の信頼を大きく失墜させた。今では牛一頭ごとに標識を付けることが法律で義務づけられている

政策 フラッシュ

Key Word

BSE (牛海綿状脳症)

Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質(細胞たんぱく質の一種が異常化したもの)に汚染された飼料(BSE感染牛の脳などを含む肉骨粉等)の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。一年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常などの神経症状を呈し、発病後一週間から六か月で死に至る。一九八六年にイギリスで初めて報告された。なお、現在、反芻動物への肉骨粉の使用は全面的に禁止されている。

BSE問題に関する調査検討委員会

BSEに関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の畜産・食品衛生行政の在り方について調査検討を行うために、厚生労働大臣と農林水産大臣の私的諮問機関として平成十三年十一月十九日に発足した。民間の有識者十人で構成され、平成十四年四月二日に最終報告を発表した。その中で消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律の制定と新しい行政組織の構築などが提言された。

食品安全行政に関する関係閣僚会議

「BSE問題に関する調査検討委員会報告」を受けて、食品の安全性の確保に必要な新たな行政組織の在り方を中心に具体案を作成するため

各大臣に勧告することができます。

具体的には、厚生労働省や農林水産省からリスク評価の要請を受けて、また、自らの判断で、科学的な知見に基づき、委員会でのリスク評価のための調査を行います。その結果(リスク評価)を関係省庁に通知するのです。結果によっては、現在の施策を改めるように勧告することができます。さらに、リスク評価の結果に基づいた適切な施策が実施されているかモニターングしていきます。また、意見交換会などを通じて、消費者、食品関連事業者をはじめとする関係者との間で、食品の安全性についての情報や意見の交換を行い、関係各省とも連携しつつ、リスクコミュニケーションを推進します。

さらに、国内外の危害情報の一元的収集・整理を行います。大規模な集団食中毒の発生など、緊急の事態に対処する必要がある場合、事態を早急に把握し、関係各省への迅速な対応の要請や国民に理解しやすい情報提供を行うなど、危害の拡大・再発防止のための政府の対応の要(かねあ)としての役割を果たします。

食品安全委員会の組織

食品安全委員会は七人の委員で構成されています(委員長は寺田雅昭・元財団法人先端医療振興財団副理事長)。委員会には次の三つの横断的な専門調査会が設置されています。

企画専門調査会・食品安全委員

国民の健康を第一に考えてリスク評価に取り組む

寺田 雅昭

食品安全委員会委員長



来てくださっています。それだけ私も食品安全委員会に対する期待が大きいです。責任の重さを痛感しているところです。

現在、委員会では、リスク評価とともに、各種専門調査会を立ち上げているところです。食品安全委員会の下には、実際にリスク評価を行う専門家を中心とした13の専門調査会が設けられます。現在のところ、まだプリオン専門調査会しか開催されていませんが、他も順次調査審議を開始します。また、これらの専門調査会とは別に、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会がスタートしています。このうち、企画専門調査会とリスクコミュニケーション専門調査会の委員には、一般公募の方がいます。これらの専門調査会の委員は、消費者、団体の代表、食品の生産・流通の代表、マスコミ関係者、獣医などです。

国民は、健康のもとになっている食品の安全を強く求めています。せっかく内閣府の中にこのようなリスクを科学的に評価する新しい制度ができたのですから、国民の負託にこたえる委員会にしていかなければなりません。そのためには、科学的評価だけでなく、評価過程の透明性を高めていく必要があります。それが、国民の食の安全に対する理解につながっていくからです。コミュニケーションは、一方通行では成立しません。委員会では様々な場を通じて情報を提供していきますので、国民の皆さんも、今の点に不安を感じているか、忌憚なく言っていただきたいですね。皆さんのご意見には、できるだけ分かりやすい言葉でこたえていくつもりです。

失われた食の信頼は、一日では回復しません。国民の健康が第一であるという立場に立って、委員会に与えられた責務をこなし、していくことが何よりも大切だと思っています。

BSEの問題、食品ラベルの偽装表示問題、さらに輸入野菜において残留基準を超える農薬が検出された問題など、食に対する不安を増大させる事件が相次いで起きました。本来、安全でなければならない食がおかしい。そこで、国として食品の安全・安心を確保するために、内閣府に食品安全委員会が設けられたのです。食品安全委員会ではリスク分析の中のリスク評価(食品健康影響評価)を行います。省庁の壁をなくし、厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関とは独立してリスク評価を行う点が、食品安全委員会の大きな特徴といっているでしょう。

委員会が発足したのは7月1日ですので、発足してから3か月がたちました。毎週リスク評価を行い、既に数多くの評価を行ってきました。委員会は公開されていますので、毎回、マスコミ関係者、消費者団体の方、もちろん一般消費者の方など多くの方が傍聴に

に平成十四年四月五日に発足した。会議の構成員は総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣府国民生活局が所掌する事務を担当する国務大臣、内閣官房長官、平成十四年六月十一日に、今後の食品安全行政のあり方について「をとりまとめ、その中で、食品安全委員会（仮称）の設置と「食品安全基本法（仮称）」の制定などが盛り込まれた。

食品安全基本法

食品の安全性の確保について基本理念を定め、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、食品健康影響評価（リスク評価）の実施とその結果に基づく施策の策定などの基本的な方針のほか、その評価を主な任務とする食品安全委員会の設置などを定めた法律。平成十五年五月十六日に成立し、七月一日から施行されている。

リスク分析

リスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの三つからなる。これらは、次のような流れの中で実施される。国民が危害（ハザード）にさらされる可能性がある場合、それらを摂取することとどのような影響が、どのような確率で起きるか科学的見地から評価（リスク評価）し、そのリスクについて許容できる水準以下にするためにとるべき施策・措置を検討・実施（リスク管理）していく。また、これらの全過程においては、消費者、生産者、行政及び学界など関係者との間で、情報や意見の相互交換（リスクコミュニケーション）が欠かせない。食の安全と安心を確保するためには、リスク分析の実践が要となる。

会が行う活動に関する年間計画、基本的事項などの検討

リスクコミュニケーション専門調査会：リスクコミュニケーションの手法や関係行政機関との連携などについての検討

緊急時対応専門調査会：重大な食品事故など緊急時における対応の在り方などに関する事項についての調査審議、緊急時の対応マニュアル作成

このうち、企画専門調査会とリスクコミュニケーション専門調査会には、公募委員も専門委員として参加しています。

さらに、委員会の下には、リスク評価を行う十三の専門調査会が設置されます。

化学物質系評価グループ

添加物専門調査会、農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会、器具・容器包装専門調査会、化学物質専門調査会、汚染物質専門調査会

生物系評価グループ

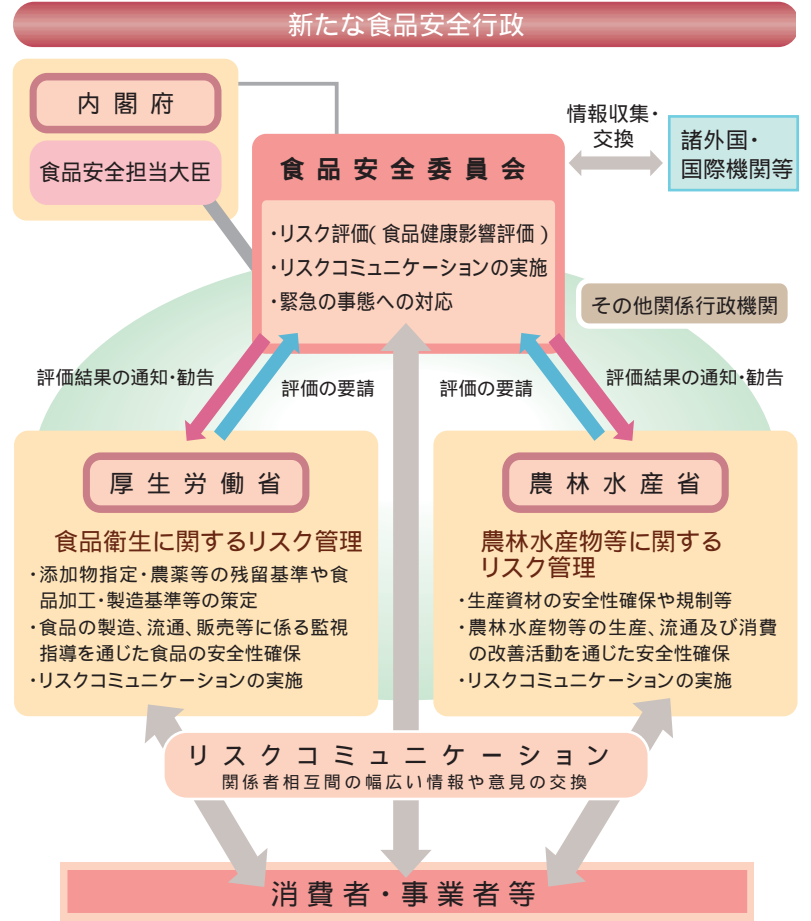
微生物専門調査会、ウイルス専門調査会、プリオン専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会

新食品等評価グループ

遺伝子組換え食品等専門調査会、新開発食品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会

食品安全モニター活動

食品安全委員会が、リスク評価の結果に基づいて、関係省庁に食品の安全性を確保するために講じな



ければならない施策について勧告等を行うことができることとされています。例えば、このような場合に施策の実施状況についての報告を受けるとともに、食品の安全性に関する危害情報の提供をはじめとした食品の安全性に関する意見等を聴取することなどを目的として導入された制度です。

公募により、食品の安全性に関して一定の知識や経験を有している四百七十人の方が九月に依頼されています。

食の安全ダイヤルを設置
幅広く消費者から食品の安全性

に関する情報提供、問い合わせ、意見などをいただき、また、食品の安全性に関する知識・理解を深めてもらうために、食の安全ダイヤルが設置されています。受付時間は月曜から金曜の十時から十七時までです（ただし、祝日、年末年始は除く）。メールでも受け付けています。

電話番号
03-5251-9220・9221

食品安全委員会の審議は原則として公開です。また委員会の議事録だけでなく、評価結果、勧告などについても公開されます。

政策フラッシュ

Key Word

食品安全委員会

食品安全基本法の制定に伴って、平成十五年七月一日に内閣府に発足した。七人の民間有識者で構成される。委員長は寺田雅昭・元財団法人先端医療振興財団副理事長。リスク評価、リスクコミュニケーションの実施、緊急事態への対応などが主な役割である。

食品衛生法等の一部を改正する法律

食品の安全性を確保するため、国・地方公共団体・食品等事業者の責務の明確化、販売の用に供する食品に係る規制の見直し、食品衛生に関する監視指導に関する指針及び計画の策定、食中毒など飲食に起因する事故への対応を強化するために講じられる措置などを定めた法律。平成十五年五月二十三日に成立し、八月二十九日から一部を除いて施行されている。

HACCP（危害分析重要管理点方式）

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。加工食品の原料から最終製品化に至る各加工段階で、衛生・品質管理のチェックを行う方式のことである。食品の製造・加工段階における有効な衛生管理手法として国際的に導入が進められている。しかし、近年、HACCP承認施設において食中毒事件が発生したことを受けて、HACCP承認施設であっても食品衛生管理者を置くことが義務づけられた。

これらは、食品安全委員会のホームページ等で見るができます

（なおホームページのアドレスについては18ページをご覧ください）

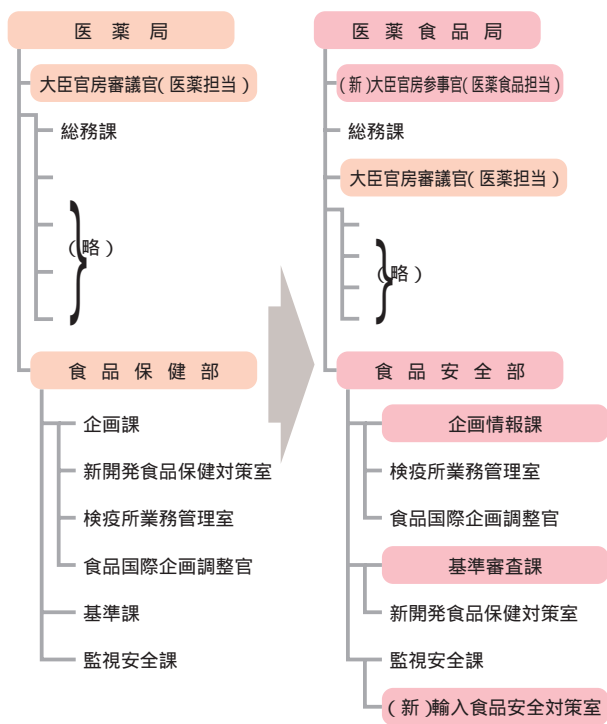
食品衛生法と健康増進法を改正

食品の安全性の確保を通じた国民の保護のために

厚生労働省が所管する食品衛生法などに基づく食品衛生規制は、国の食品安全行政の取組のうち、リスク管理の主要部分を担うものです。今回、その強化を図るために、組織の整備を行い、「医薬局」を、「医薬食品局」に、「食品保健部」を、「食品安全部」へ改称するとともに、「輸入食品安全対策室」を新たに設置しました。

また、食品の安全性をより厳格に確保するために、「食品衛生法等の一部を改正する法律案」と健康増進法の一部を改正する法律案」が第百五十六回国会に提出され、五月二十三日に可決・成立しました。一部を除いて八月二十九日から施行されています。今回の改正では、食品衛生法の目的規定の見直しが行われ、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることが明記されました。

厚生労働省の組織改革



規格・基準の見直し

農薬などの残留規制の強化
 食品衛生法に基づいて、農薬、飼料添加物、動物用医薬品は、その量の限度(残留基準)が定められています。しかし、これまでの制度では、残留基準が定められていない農薬が残留している食品の流通に対しては、健康に対する影響の明らかなるものを除き、基本的に規制を行うことができませんでした。今回、農薬などの残留規制を強化するために、残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の流通を原則として禁止するポジティブリスト制が導入されました。

安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
 厚生労働大臣の指定を受けなければ、化学合成品の食品添加物を使用することはできません。しかし、長い間の経験などから、天然添加物については、既存添加物として使用が認められています。そこで今回、既存添加物の安全性を見直し、問題があると判明したものや、既に使用実態のない既存添加物の使用を禁止できる措置が設けられました。

今後、既存添加物の毒性試験が計画的に実施され、安全性の確認が行われていきます。

特殊な方法により摂取する食品などの暫定的な流通禁止
 ダイオキシンなどを背景に様々



子どもたちにとって学校給食は楽しいひととき。「食」に関心を持ってもらうように、給食では地元で取れる食材が多く用いられている

食の安全・安心のための政策推進本部

「食卓から農場」を通じた食品安全にかかわる施策の在り方を明らかにするとともに、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置に伴い農林水産省として組織と法制度の両面から食の安全・安心に対応していくために、平成十四年十一月十八日に北村農林水産副大臣を本部長として設置された。平成十五年六月二十日に「食の安全・安心のための政策大綱」をとりまとめた。

食の安全・安心のための政策大綱

「食の安全・安心をめざした農林水産省のとりくみ」という副題から分かるように、農林水産省が新しい食品行政に取り組むための指針を示した。新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化、産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施、消費者の安心・信頼の確保、食の安全・安心を確保するための環境保全の取組、研究の充実などで構成される。

トレーサビリティシステム

食品の生産から販売まで、それぞれの段階で原材料の仕入先や食品の製造元・販売先などを記録・保管し、識別番号などを用いて記録した情報と食品との結びつきを確保することによって、食品がたどってきたルートと情報の追跡・遡及ができる仕組み。食品一般については関係者により自主的に取り組まれているが、牛肉については、今回成立した「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」によって、牛一頭ごとに個体識別番号を表示することなどが義務づけられた。

な健康食品が市場に出回り、健康被害を受けるケースが増えてきています。中には、健康被害との因果関係が特定できないものも少なくありません。そこで、通常の摂取と異なる方法・錠剤やカプセルなどで飲む食品で、それが人の健康を損なうおそれがないと確認が持たない場合、また、食品によるものと思われる健康被害で、その被害を生ずるおそれのある物を含む疑いがある場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するために、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で食品としての販売を禁止することができ、措置が設けられました。

健康の保持増進の効果などについての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

健康食品の中には、効果が認められないのに著しい効果をつたえているものがあります。医師の診断や治療が必要であるにもかかわらず、そのような食品に頼ったために治療が遅れるケースも出てきています。そこで、健康増進法を改正し、健康の保持増進効果などについて、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示を行うことを禁止しました。

監視・検査体制の強化

監視指導指針と監視指導計画の策定・公表

今回の見直しにより、国は、食品

衛生の監視指導の基本的な方向を示した「食品衛生監視指導指針」を定め、それに基づいて、輸入食品監視指導計画」を策定することになりました。より重点的・効率的な監視指導の実施が期待されます。

また、都道府県では、「都道府県等食品衛生監視指導計画」が作成され、地域の実情に応じた監視指導が行われていきます。これらの指針・計画は、国民の意見を聴いた上で策定・公表されなければなりません。

輸入食品の監視体制の強化

輸入食品の検査では、各輸入口トに検査に合格しなければ輸入流通が認められない「命令検査」が実施されています。しかし、対象品目の政令指定要件が足かせにならない、違反に対して機動的に対応することができませんでした。そこで、今回、対象品目の政令指定を廃止し、厚生労働大臣の判断で命令検査ができるようにしました。

承認に更新制を導入

総合衛生管理製造過程とは、高度な衛生管理であるHACCP(危害分析重要管理点方式)の概念をとり入れた衛生管理のことです。これまで、総合衛生管理製造過程を経た製造等の承認を取得すると、製造・加工基準に基づいて製造されたとみなされ、食品衛生管理者を置かなくてもよいことになっていま

した。

しかし、近年、総合衛生管理製造過程承認施設において重大な食中毒事件が相次いだため、総合衛生管理製造過程の承認に更新制を導入するとともに、食品衛生管理者を置かなければならないようにしました。

食品衛生管理者の責務の追加

今回、営業者の自主管理・法令遵守を促進する観点から、食品衛生管理者と営業者の責務が追加されました。今後、食品衛生管理者は、営業者に対して必要な意見を述べるとともに、営業者は食品衛生管理者の意見を尊重しなければなりません。

リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションとは、食品の安全性に関する情報を公開し、消費者や事業者などの関係者が意見を表明する機会を確保することにより、行政、生産者、事業者、消費者の双方の対話を図る手段です。

今回、食品衛生に関する施策の策定過程において、国民から意見聴取を行うことが法律上義務づけられました。

具体的には、厚生労働大臣は規格・基準の策定において、都道府県知事は監視指導計画の策定において、それぞれ必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めな

ければなりません。また厚生労働大臣と都道府県知事は、食品衛生に関する施策の実施状況を公表

し、その施策について広く国民又は住民の意見を求めることが義務づけられています。

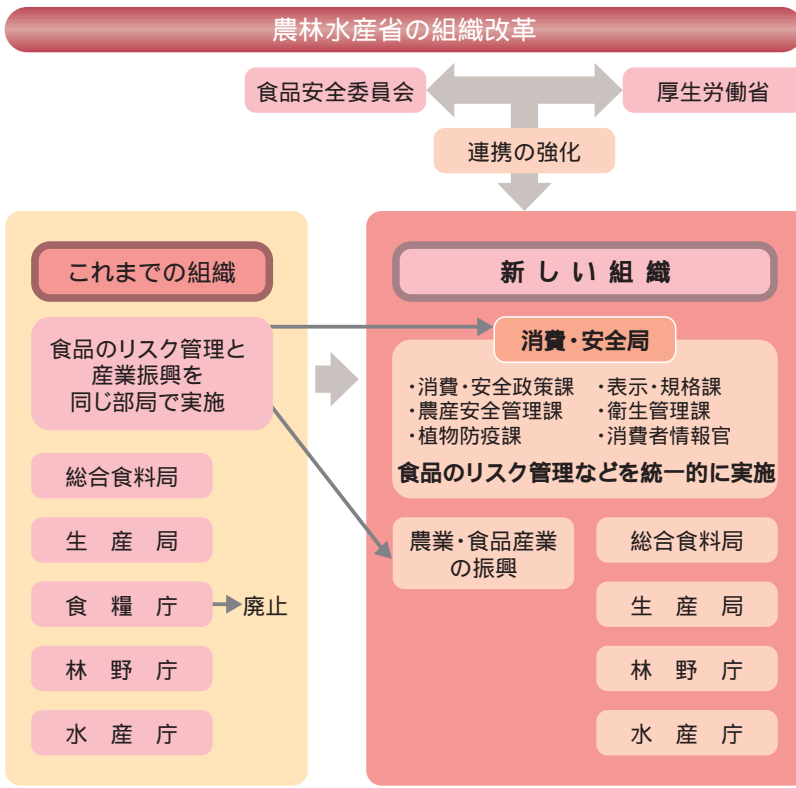
「食の安全・安心のための政策大綱」を策定

新たな食品安全行政に対応するための指針

食品安全基本法の制定に伴い、厚生労働省とともにリスク管理の役割を担う農林水産省では、組織と法制度の両面で新たに食の安全に対応していく必要性が出てきた

した。このため、農林水産省では、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直し、肥料、農薬、飼料等の生産資材の適正な使用の確保等の農林水産物の生産過程にお

農林水産省の組織改革



ける食品の安全性を確保するため、食品安全関係法律を改正するとともに、農林水産省設置法を改正し、本省に産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に行う「消費・安全局」を設置するなど、リスク管理体制の整備を図ることにしました。食品安全関係五法案及び農林水産省設置法の一部を改正する法律案については、第百五十六回国会における審議を経て、平成十五年六月十一日に公布され、農林水産省は七月一日から新たな組織体制に移行しました。

さらに、これら関係法律の改正等を踏まえて、食の安全・安心にかかわる政策を推進するために、平成十四年十一月十八日、食の安全・安心のための政策推進本部が設置されました。推進本部では、平成十五年二月七日に、食の安全・安心のための政策大綱「中間とりまとめ案」を公表し、パブリック・コメントの募集、全国八か所での地方意見交換会の開催など、国民の意見を聴いた上で、同年六月二十日に「食の安全・安心のための政策大綱」を発表しました。

この「食の安全・安心のための政策大綱」は、農林水産省が、国民の健康の保護を最優先とした新しい食品行政に的確に対応するための指針としてとりまとめられたものです。今後、「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」が農

林水産業の発展につながることを、「安心」と「信頼」を確保するためには、施策づくりへの国民の参画がこれまで以上に重要であるという意識改革を徹底していきます。

リスク管理を担う「消費・安全局」の新設

農林水産省ではこれまで「産業振興」と「リスク管理」を同じ部局で行ってきました。これでは、生産者優先の政策が行われるおそれがあり、これまでも消費者の安全が軽視されているという批判がありました。そこで今回、産業振興と切り離して、新しく消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全局」が設けられたのです。今後、「消費・安全局」では国民の健康の保護を最優先にしたリスク管理が統一的に進められていきます。

また、BSE問題では、政府の対応の遅れが厳しく指摘されました。そこで、新しく「食品安全危機管理官」が消費・安全局に置かれ、食品安全委員会や厚生労働省などと密接に連絡をとりながら緊急事態における対応を事前に検討するなど、政府全体の危機管理に対応していくことになりました。内外から情報を広く収集し、危機の回避に努めていきます。

リスク管理の確実な実施

リスク管理を確実に実施していく

内閣府食品安全委員会事務局
ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shokuhin/>

委員会からのお知らせ(開催情報、配布資料、議事録など)、食品健康影響評価結果などが掲載されている。「法令について」をクリックすると食品安全基本法の全文・概要などを見ることができます。また「食の安全ダイヤルについて」では、皆さんからの意見等を常時受け付けている。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

厚生労働省の食品の安全確保に向けた取組に関する情報が掲載されている。「食品衛生法等の一部を改正する法律」「健康増進法の一部を改正する法律」の全文などを見ることができる。

農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/syoku_anken/top.htm

農林水産省の食の安全・安心のための取組が紹介されている。「食の安全・安心に係る体制や施策の見直し・強化」をクリックすると「食の安全・安心のための政策大綱」と工程表を見ることができる。

関連サイト紹介

ためには、行政が法律に基づき生産資材の使用などの規制や、産地から食卓までの各段階で調査・監視を強めることも、生産者・事業者の自主的な取組が行われるようにしていかなければなりません。そこで、産地・生産者が自らリスク管理を進められるよう、土壌や漁場環境など生産環境の改善、栽培・養殖技術の改善、簡易な分析の実施など、リスクをできるだけ抑えるための産地の自主的な取組を支援していきます。

また、食品の製造・加工、流通段階における衛生・品質管理手法や新技術の導入など、事業者の自主的な取組の支援を進めます。特にHACCP(危害分析重要管理点方式)は、食品の製造・加工段階の有効な衛生管理手法として、その導入が国際的にも進められている手法です。このため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の適用期限をさらに延長し、HACCPの導入に必要な施設を整備する事業者に金融・税制上の支援を行います。

消費者の安心・信頼の確保

適正な食品表示

BSE問題や不正表示の発覚などで食品行政に対する国民の「安心」「信頼」は大きく損なわれました。生産者・事業者の取組が消費者に「安心」「信頼」として実感されている

ようにしていくことは、リスク管理の徹底とともに重要な課題です。消費者が安心して食品を選択できるためには、食品の表示が十分に信頼でき、正確で分かりやすいものでなければなりません。しかし、現在の食品表示は、JAS法以外に食品衛生法などでもルールが定められており、複雑で分かりにくくなっています。そこで厚生労働省と連携して、食品の表示に関する共同会議で審議することも、食品表示についての問い合わせや相談を一元的に受け付ける相談窓口の設置などを進めていきます。

トレーサビリティシステムの導入・普及

トレーサビリティとは食品の生産・加工、流通などの各段階で、原料の仕入先や食品の製造元・販売先などを記録・保管し、食品がどこでどこで生産されたかを把握できる仕組みです。問題が起きたときにその食品の回収が容易になる、消費者と生産者・事業者の顔の見える関係づくりにつながる、消費者の信頼や安心の確保につながるというメリットがあります。特にBSE

で問題になった牛肉については、今回「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が制定され、牛一頭ごとに個体識別番号を表示することが義務づけられました。

食育の推進

食育とは、子どもから食に

ついて考える習慣を身につけ、食に対する関心や理解を深めていくことです。食品に絶対安全なゼロ・リスクはありません。最終的には、消費者が自分でその安全性を判断することになります。日ごろから食品の衛生的な取扱いや食の選び方、食生活の改善など、食について考える習慣を身につけることが大切です。学校、家庭、地域で食に対する理解を深めるための取組を積極的に支援・推進していきます。

食の安全を確保するための環境 保全の取組、研究開発の充実

食品の安全を確保するためには、食品の生産流通過程、特に農畜水産物の生産段階で、食品の安全に影響を及ぼす有害な微生物や化学物質などを抑え、農地や漁場などの生産環境を良好に保つことが重

要です。土づくり、化学肥料・農薬の低減、養殖場の魚の密度や飼料の抑制など、環境に配慮した生産活動を支援していきます。

また、食の安全・安心を支える研究開発にも積極的に取り組んでいきます。具体的には、独立行政法人を中心に、民間企業、大学などから幅広く人材や技術を結集して、有害物質が蓄積される仕組みの解明、リスク低減技術の開発など、リスク分析を支える研究などを強化していきます。

「食の安全・安心のための政策大綱」を着実に推進していくために、農林水産省では、この八月に工程表を発表しました。今後、工程表に沿って、国民に「安心」「信頼」される食品安全行政を展開していきます。

リスクコミュニケーションの 推進に向けて

消費者・生産者・事業者・学識経験者・行政間の意見交換を

食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の取組をみてきました。今後は、これら三者をはじめとした関係行政機関が一体となり、国民の安全・安心を確保する食品安全

行政を展開していかねばなりません。そのためには、行政間における定期的な連絡会議の開催、日

上で欠かせないからです。リスクコミュニケーションは、食の安全と安心を確保する上でとても重要な役割を担っています。

行政機関では、ホームページなどで積極的に食品安全情報を公開するとともに、様々な場で国民の皆さんの意見を聴く機会を設けていきます。食の安全を支えるのは、国民一人一人です。皆さんからの意見をお待ちしています。

(資料提供)

内閣府食品安全委員会事務局 / 厚生労働省 / 農林水産省

問い合わせ先

内閣府食品安全委員会事務局
電話 0352519218

厚生労働省医療食品局
食品安全部企画情報課

電話 03325952226

農林水産省消費・安全局
消費・安全政策課

電話 03325914963

政策 フラッシュ